

令和5年度第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会 議事録

【日 時】 令和6年2月19日(月) 13時30分～14時55分

【場 所】 石狩市役所4階 401・402会議室

【出席者】 委員:13名、事務局4名

委員	役 職	氏 名	出欠	役 職	氏 名	出欠
	委員長	小山 和利	出席	委員	坪田 清美	出席
	副委員長	伊藤 美由紀	出席	委員	長谷川 洋子	出席
	委員	佐藤 勉	出席	委員	細田 幸男	出席
	委員	新田 大志	出席	委員	細谷 准一	出席
	委員	星野 ゆかり	出席	委員	大森 由紀子	欠席
	委員	今西 浩子	出席	委員	時任 千恵	欠席
	委員	近藤 宏	欠席	委員	穴田 めぐみ	出席
	委員	重山 麻人	出席	委員	朝倉 恵	出席
アドバイザー	松倉 聡史	欠席				

事務局	所 属	氏 名
	保健福祉部長	宮野 透
	保健福祉部次長	田村 奈緒美
	保健福祉部 子ども政策課 主査	中川 陽子
	保健福祉部 子ども政策課 主査	田原 朋学
保健福祉部 子ども政策課 主任	齊藤 幸古	

【傍聴者】 4名

【次 第】

1, 開 会

2, 議 事

- (1) 相談・救済機関について
- (2) 前文について
- (3) 提言書(案)について

3, その他

- 次回会議について 令和6年5月22日(水)13時30分～ 石狩市役所4階 401・402会議室

4, 閉 会

【1, 開会】

(事務局:田村次長)

それでは定刻でございますので、これより令和5年度第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を始めてまいります。本日の会議は1時間半程度を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席状況を報告いたします。近藤委員、大森委員、時任委員より欠席のご連絡いただいておりますので、本日委員は16名中、13名のご出席でございます。

石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱の規定によりまして、委員の半数以上が

ご出席でございますので、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日、松倉アドバイザーが体調不良のため、ご欠席とのご連絡をいただいております。

次に本日の資料を確認させていただきます。

1番目は次第と委員名簿が一緒になっているもの、次に、資料1と1の添付の書類として①と②、資料2の(仮称)子どもの権利に関する条例の全文について、資料3が提言書(案)、資料番号のないもので、石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会の設置要綱と子どもの権利ニュースレター第3号、それから、本日配付しました資料で令和4年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書。本日あとからお配りしました、「すべての赤ちゃんに権利があるよ」というリーフレットと「こどもかいぎ」のチラシです。この2点は、星野委員からご提供いただいた資料となっておりますが、星野委員、何か説明されますか。

(星野委員)

今、配布させていただいたリーフレットですが、まず私どもが所属しております、北海道子育て支援ワーカーズというところで発行しています、「すべての赤ちゃんに権利があるよ」というリーフレットです。お話のできない、まだ赤ちゃんにも権利があるよというところをリーフレットにしておりますので、その部分を皆さんにお配りしました。そして、「こどもかいぎ」というのは、子どもが会議をするという保育園がありまして、そこを1年間ドキュメンタリーで追った映画の上映会なのですが、子どもたちが、大人に先生方に何を話してもいいよという環境の中で、いつも会議をしているというところで、最初もじもじしている子もいるのですが、1年あることで安心した環境の中では、子どもたちはこれほど自分の思いを話してくれるんだということが映画で出ていますので、こちらは生活クラブ運動グループというところが主催になっております。4月14日に南コミで行いますので、皆さんにも是非見ていただきたいことと、広報していただければと思ひまして、お配りいたしました。よろしくお願いいたします。

(事務局・田村次長)

ありがとうございました。

皆さん、お手元の資料お揃いでしたでしょうか。足りない場合は事務局までお申し付けください。議事に入ります前に1つ皆さまにご報告がございます。

「石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会設置要綱」をご覧くださいませでしょうか。

この検討委員会ですが、条例の骨子や条文の作成にあたりまして、庁内の関係する部局において横断的に進めていく必要があると考えておりますので、昨年、庁内調整会議を立ち上げました。庁内調整会議は資料の裏面のところにあります第7条庁内調整会議というところにありますとおり、委員会の検討に必要な調査や資料の作成、その他の調整を行う組織で、先日、2月2日に第1回目の会議を開催しております。今後も引き続き会議を開催するとともに、庁内調整会議のメンバーが必要に応じて、この条例検討委員会にも事務局として出席することも考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これよりの進行を小山委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【2,議事】

(小山委員長)

はい、皆さんこんにちは。今日もお忙しい中、お集りいただきありがとうございました。

いよいよ提言書の作成段階になりました。これまでどおり、皆さんから活発なご意見をいただ

ればなと思います。

それでは、議事のほうに入ってきてきたいと思います。前回は子どもの権利保障について議論しましたが、救済委員会の目的と既に石狩市にある機関との関係で、どういうことを想定して、どういうメンバーで動くのかなど、整理が必要だったかと思います。事務局で資料を作成していただきましたので、説明をお願いします。

(1)相談・救済機関について

(事務局:中川主査)

相談・救済機関について、前回の検討委員会で宿題とされておりまして、救済委員会の目的等について整理いたしましたので、説明いたします。資料1の「相談・救済機関について」をご覧ください。

1番目の目的につきましては、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図るために、市の附属機関として設置したいと考えています。

2番目の役割ですが、子どもや保護者などから子どもの権利侵害について相談があった場合、必要な助言や支援を行ったり、子どもの権利侵害について申し立てがあった場合に、調査や関係者間の調整をすること、また、子どもの権利保障について、市に意見を述べたり、是正の要請をすることの4つを考えています。

3番目の委員については、委員会は子どもの権利に関する有識者会議3名で構成し、委員の任期は3年で再任もできることとしたいと思います。委員は守秘義務を持たせ、会議の性質上、非公開での開催とします。

4番目と5番目については、前回の会議において既存の機関との関係性というお話が出されておりましたので、現在、市が実施している相談窓口と子どもに関する附属機関について情報提供いたします。

4番目は子どもに関する相談窓口です。現在、市の機関として設置している相談窓口で、外部委託している相談も含めて掲載しております。

5番目なのですが、資料4となっておりますが、申し訳ありませんが5の間違いです。修正をお願いします。5番目はその附属機関等について、(1)のいじめ問題対策連絡協議会と、(2)のいじめ問題調整委員会については資料1の①に、石狩市いじめ問題対策連絡協議会等条例というのがあります。いじめ防止対策推進法の規定に基づく条例設置の附属機関となります。いじめ防止対策推進法は学校に移籍している児童を対象としていることから、就学前の児童は含まれません。(3)の石狩市子ども見守りネットワーク協議会である要保護児童対策地域協議会、訳して要対協と言いますが、については要綱で設置しており、市の附属機関にはあたりませんが、保護が必要とされる児童とその保護者への支援について関係機関等を招集して個別のケース検討会議を開催しています。

相談・救済の流れですが、本日配付しました資料「令和4年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書」の5ページをご覧くださいませでしょうか。

5ページの(5)に相談のイメージがありまして、4、相談・救済の流れと書いています。相談から解決につながるものが基本ですが、場合によっては当事者の同意を得た上で、救済委員や相談員が調整を行うことがあります。相談から直接解決に向かう場合もありますが、調整がつかなかった場合には、救済委員会への申し立てを行って、申し立てに基づいて救済委員が調査や調整を行います。救済委員は必要に応じて市の機関に是正を要請することもあります。

活動報告書に救済委員会の役割や活動内容も詳しく書かれていますので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

(小山委員長)

救済委員会のイメージですが、委員3名以内からなる第三者機関ですね。そして、子どもの権利侵害に関する相談に応じて、必要な助言、支援、申立てについての調査や関係者間の調整、是正要請などを想定しているという説明でした。

市には子どもに関する相談窓口や関係機関が複数あって、石狩市のいじめ問題対策連絡協議会等条例と石狩市子ども見守りネットワーク協議会設置要綱についての説明がありました。

また、石狩市で想定しているイメージとして、配布された令和4年度の富士市子どもの権利救済委員活動報告書の図が参考として示されました。

ということで、相談・救済機関についてご説明がありましたけど、これについて皆さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(朝倉委員)

このあたり素人なので、わからないので教えていただきたいということなんですけど、富士市の救済委員の活動報告書の5ページの相談・救済の流れで解決って最後にあると思うんですけども、この救済委員による解決というのは、実際に段階と言うか、どういったことを解決としているのかなというのをお聞きしたいなと思いました。例えば、当事者の子どもが「これで気がすんだからいいと思う」という解決なのか、それともそういうことが起こらないように仕組み上解決まで、この救済委員が関わって持っていくのかというようなあたりの段階について教えていただきたいなと思いました。以上です。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。この解決のイメージですけど、事務局どうでしょうか。

(事務局:田村次長)

解決のイメージとして、まず、相談をするのは、お子さんかお子さんの親御さんで、解決というのは、その両者が納得しましたという状況にはなりますが、申し立てをいただいた場合には、救済委員の方が何らかの調査や調整などをして、それも本人たちが納得したということになっても、これは市のほうに是正要請をする必要があるのではないかとということが話し合われた場合には、救済委員のほうから市に対して何らかの是正要請なり、意見表明などがあって、それもすべて終わって解決ということになるので、案件によると思います。

(朝倉委員)

要請して終わりではなくて要請したあとに、それが是正されたかどうかのところまで全部見届けるといえるか、そういうことを想定されているということですのでよろしいのでしょうか。

(事務局:田村次長)

はい、そのとおりです。

(小山委員長)

当事者の納得にプラスして、仕組上の是正要請をして、そこで対策を講じてもらうというところまで、解決という考えだったと思います。

(坪田委員)

5ページの相談のところの一番上に相談員というのがありますが、自分が権利を侵害されたとか、何かあったときに、子どもの相談の窓口は市にたくさんあり、自分としてはここかなという形で相談者は行くと思うのですが、この権利救済委員会への相談の相談員というのは誰で、相談の窓口というのはどこで、当事者は適切な窓口とするのは、どうやってわかるのかなと思ひまして。

(事務局：田村次長)

今の質問で、富士市の報告書の4の相談・救済の流れの上のところ、(5)相談のイメージという図があります。真ん中の右側に子どもの権利救済委員会というのがありますが、これが今、議論していた権利救済委員会になります。

左隣に子どもなんでも相談というところがあります。富士市の場合人口25万人くらいの大きな都市ですので、子どもなんでも相談という専門の相談機関を設けて、そこでご対応されているということがこれで読み取れるのですが、さらに左隣に市の相談機関というところがあります。今、市で想定しているのは、この市の相談機関というのは、市に現在いろいろあります相談窓口で、ここで受けた子どもの声や親御さんの声を拾って必要があれば、権利救済委員会のほうに申し立てをしてもらうというこの流れを想定しています。特に専門の子どもなんでも相談のようなものを置くことは、今のところ想定していません。以上です。

(小山委員長)

はい。広報や周知の仕方はどのようなことを考えていますか。

(事務局：田村次長)

周知についてです。この条例ができましたら、リーフレットなどを作って周知していきますけれども、相談と救済は大事な部分になりますので、重点的に広報いしかりであったり、市HP、リーフレットまた学校さんなどのご協力もいただきながら子どもに周知していきたいと考えています。さらに良い方法がありましたら、ぜひご意見いただければと思います。

(長谷川委員)

市の相談機関の中に、もしかしたら人権擁護委員も入っているのでしょうか。子どもたちからも相談があります。それに対して、調べなければいけない部分や、人権にかかわる部分が出てくると、法務局のほうでも救済や調べも入るのですが、私たちが相談を受けた場合に、条例ができた場合は、こちらのほうの救済委員のほうに、こういう相談がありますということを伝える形になるのでしょうか。

(事務局：田村次長)

相談窓口の一つとして、人権擁護委員さんの人権相談も想定はしておりました。相談員の感覚にも委ねることにはなるのですが、お子さんや親御さんにお話をした上で、救済委員に子どもの権利侵害に関する申し立てができますよということ、ご案内をしていただいて申し立てしたいということであれば、救済委員につながりますし、人権擁護の法務局の方での対応だけで十分ですということになれば、それは救済委員には繋がってこないと思うのですが。

(長谷川委員)

石狩市に救済委員会ができれば、法務局のほうに連絡した部分で、法務局の職員がこちらの救済委員会のほうに、多分、連絡を入れるのではないかと思います。どうなっているかをお互いに調べなければならないので。何かあったときに、例えば学校で何かあった場合に、法務局の方では学校の方にも連絡入れて、協同で調べる形になるので、その立ち位置というか、救済委員会ができることによって、今まで協同していたのがどういう形になるのか。

(事務局:田村次長)

あくまでも案件によると思いますが、救済委員会は申し立てがない限り、調査をしたり調整をしたりということはありませんので、調査をする場合は申し立てが必要になります。法務局さんのほうから救済委員会に問い合わせがあったとしても、申し立てを受けていない限りは何の事実もわかりませんので、それに関してお答えできる事はまったくないと思います。人権相談の中で、これは子どもの権利侵害で、大きな問題なので、申し立てしたほうが良いのではということをご案内いただいて、お子さんや親御さんから救済委員会のほうに申し立てがあったとしたら、それに関しては救済委員会がしっかり調査もしますし、調整、是正というところまで取り組むことになると思います。法務局と救済委員会が何かをやり取りするかというところは、法務局の流れがわからないので、しっかりお答えできないのですが、いずれにしましても、相談機関の皆さんには子どもの権利条例ができたときには、救済機関というのがありますということをしっかり周知はしていきますし、その事例に対して必要な申し立てをしていただくようにお伝えもしていきたいと思いますので、今の段階でお答えできるのは、そのくらいかと思います。以上です。

(細谷委員)

今の話の流れでくると、後手に回りそうな気がして、法務局のほうでは様々な相談の窓口を持っていますので、子どもたちからの相談はそちらにはかなり上がると思います。ミニレターなど、そういうものでも上がってきますから、ある程度拾ってちょっと問題になった場合には、そちらのほうへ流していく現場が救済委員会になると思います。そこで調査や調整という活動ができなければ、この救済委員会の役目をなさないのではないかと思います。ですから、言われたから動きますよというのにも確かにありますが、これは常設機関ではないですよ。3名の方が必要に応じて集まるという形となると、市としての動きというのはすごく見えづらくなってしまいかと思います。子どもたちが虐待を受けました、いじめを受けました、不登校で悩んでいますと、様々な問題は出てくると思いますが、子どもの人権についてと言われても、親御さんもよくわからない。様々なものが人権だと思おうのですが、相談窓口という部分で言うと、子どもに関する相談窓口等で市が持っている機関はこれだけあるのですが、おそらく関わるとしたら、広聴・市民生活課しかないのかなと思います。人権に関する相談ができますから。だから、そこで上がったものをスピード感を持って、この救済機関に流さなければ、この救済機関自体が用をなさないと思う。そういう性質のものではないかと思えます。何かがあってから動くのでは、この機関は必要ないと思います。今ある機関の中のどこが動けばいいということになりますし、我々も人権擁護委員として動く場面が出てくると思うんですよ。それならば、こんなスピード感のない救済機関を持つ必要はないのではないかという気がします。

(小山委員長)

法務局との関係が今、議論になっていると思うのですが、このあたり佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

ごめんなさい。そのあたりは全然把握できていないです。

(小山委員長)

当事者の申請がなくても良いと認知したものが、この救済委員会に流して、救済委員会が動くということですね。申し立てが当事者なのか、相談機関でもできるのかってということになるかなと思います。

(事務局:田村次長)

救済機関の役割の持たせ方というところだと思うのですが、今もあちこち相談を受けている窓口があります。そこで相談を受けたときには、まずその相談機関が何らかの解決に向けて実際に動いています。場合によっては、いろいろな関係機関の方に集まってケース会議なども行っていますので、まずはそれが第1段階だと思います。ただ、その中でもかなり大きな権利侵害が起こっているような事案というのを発見した場合には、その時には、この救済機関への申し立てが必要で、やはり本人もしくは親御さんの意向なく相談を受けたところから申し立てを勝手にやるというのはあまりふさわしくないのではないかなと市としては考えます。

(細谷委員)

お話はわかりますが、子どもの権利というものをどれだけ、子どもや親が理解しているかという問題があると思います。それがわからないから、権利侵害を受けていること自体に気付かないという場合もあるでしょうし、そうなったときにこういうのがありますよと言われても、もしかしたら、親御さんにしたら、とんでもなくハードルが高くなってしまう可能性があると思うんですね。どうしますかと言われてたら、そこまでなくていいですと引っ込んでしまったら、その権利侵害は野放しになって、それが構造的に起こっているのだとしたら、とんでもない話ですよ。そこを是正するということが目的なのだとしたら、その構造的な部分まで手を入れてもいいですよという救済機関にするのであれば、それは、人権侵害が起こっているということを認知した時点で動かなければいけないと思います。その本人たちが意識するかしないかは、また別の話になっていくのではないかと思います。

(事務局:田村次長)

細谷委員のおっしゃることは本当によくわかります。確かに子どもの権利というものがしっかり理解されない状況で、申し立てをしたらどうですかということも言ったとしても、それはやはり二の足を踏んでしまう当事者さんがいらっしゃるということは、そのとおりだと思いますので、大変申し訳ありませんが、救済委員会の役割の持たせ方というところはもう少し検討をして、庁内調整会議の方にも諮らせていただいて、検討させてもらってもよろしいでしょうか。

(細谷委員)

権利侵害に関する、個々の問題はそれぞれの相談窓口で動ける部分もかなり大きいと思うんですよ。相当大きな問題になってきたときに、救済機関として動きましようというその流れはわかるんです。ただ、どういうことがあるのかわかりませんが、石狩市の中で構造的な問題が分かった場合に、その当事者が訴えなくても動ける形でなければ、大きな問題の解決にはつながらないかなと思うんです。ですから、市に意見述べたり、必要な是正を要請するという、その部分というのは、訴えを待っている場面ではないのではないかなという気がします。だから、訴えてきたものを受け取るのは、相談窓口がたくさんありますから、そちらで上がってくると思います。そこから上に上げていく

というのは、構造的な間違いがあるとか、そういう部分については本人関係なしになるのではないかと思います。そこを踏まえていただかないと、この委員会自体がなんかこう姿がぼやけてしまって、救済機関としての動きが、すごくあやふやになってしまいそうな気がして、窓口だけたくさんあるけど、どこに相談しても、ぼんやりした解決しかないっていう救済機関になってしまうのであれば、それはわざわざもう一つ、窓口を作る必要ないかなという気がします。

(坪田委員)

せっかくですね、人権擁護委員協議会があったり、人権擁護委員が石狩にいるわけです。それで人権擁護に特化した委員会なり部会なりがあるのに、救済のために3人集める機関が本当に必要なのかなと。そうすると人権擁護委員の人達の動き、法務局ともつながってしっかりやっていただける人がいるのに、この救済機関とどこがどういうふうになって、この救済機関があることで、どんなふうがいいのかなというところがやはりわからないのと、当事者の親と子になってみると、本当にどこにどうしていいかわからないと思います。それで、先ほどなんでも相談のところは大きい市だから、このなんでも相談があるんですけどおっしゃったんですけど、これいいんじゃないでしょうか。親たちはどこに話を持って行けばよいかかわかんないんですよ。このなんでも相談に親子が行ったときに、それであれば、引きこもり問題であれば、子ども相談センターにご相談なさってくださいとかで、なんでも相談が聞き取ったときに、これは本当に人権に関係する部分なのでということになってくれば、ここにいる人権委員のほうに話を持って行けばいいのかなと。この救済委員会が何かあったときに3人さっと集めることがどのように必要なのかなと。それよりも何でも相談窓口を作ったほうが、本当に困っている親と子のためにはいいような気がします。

(小山委員長)

石狩市の場合、子どもに関するいろいろな相談窓口があると思うのですが、最初に行く窓口は何かあるのでしょうか。

(事務局:田村次長)

事案によって相談窓口は違っていて、いじめであれば教育支援課だったり、ひきこもりであればマルシェさんであったり、それぞれに専門の相談員がいます。今のお話のように、どこに相談したらよいかかわからないという場合には、子ども相談センターで受けることが多いと思うのですが。

(長谷川委員)

私は人権擁護委員でもありますが、この会議には主任児童委員として参加させていただいています。普段学校を回って子どもに関して何かあると、校長先生などにお話を伺って、私たちの役割はそれを子ども相談センターなどにつなげるパイプ役ということでお話を伺っています。保護者にも参観日に行ったりいろいろなところで何か不安なことはないか、何かあれば相談してくださいということで回って歩いています。既存のものを親御さんが申し立てをしなくても、こんな不安な子があります、私も歩いていて、学校の先生にどうですかと言って、うまくつながった件もあります。だからそういう部分で話を聞いていると、最後の最後っていうか、この今作ろうとしているものは、最初のお話を伺っていると、中学生の件じゃないですけど、亡くなってしまってから動くような救済委員であれば、今から作る意味はないかなと私も思います。縦割りでそれぞれが活動していることが横になかなか伝わっていない部分があって、主任児童委員は、私も20何年やっているのですが、やっと校長先生と話ができるようになって、頼ってくださいということで、ただ先生も変わられるので、信頼していただくに値するにはかなり足を運ばなきゃいけないし、いろんな面でわかっていただく

ためにお話しなきゃいけないし、近所の部分で目を配って子どもたちの部分があれば学校の方にも話に行ったりしますし、そんな中から出てきた不安な部分を、私は子ども相談センターにお伝えしたり、いろいろなところで繋がっていくのだと思います。そこでもっと大変なものを、親御さんからではなくて拾い上げてもらえるような救済機関であればいいのではないかと私は個人的には思います。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。

要は、いろんな窓口あるので、どこの窓口に行っても、適切な相談機関に流れていけるような、そういう網状のネットワークを持つってことでしょうか。そこで解決する支援があればそこでするし、それができないということについては、この救済委員会のほうに権利侵害としてあげるということになると、動くか動かないか、そこも含めていろんな法律も関係すると思うので、救済委員会にその判断も求めることになるのかなと思うんですけど、事務局のほうはいかがでしょう。

(事務局:田村次長)

ご本人たちからの申し立てだけではなく、相談機関で受けてくださった事案について、救済委員会のほうで調査するという方法も一つあるかなという事は思いました。先ほど申し上げましたように、庁内調整会議のほうでも各部局でいろいろな相談を受けておりますので、そこも相談したいと思います。ただ、やはり相談者さんが自分の知らないところで、大きな所に問題提起されていて、それが話し合われているということあまり相談者さんが望むことではないかもしれないので、そこはしっかり相談者さんのご意向というところは尊重したいかなと思います。そのうえで相談機関からの申し立てであっても、受けるということも考えられる手法だなということは思っています。以上です。

(細谷委員)

今、心配されているのは、個人情報の件だと思います。個人の部分については、各相談機関なりが対応してくれると思います。これだけの委員会は権利救済をしようということであれば、細々したものは、今ある窓口で、なんとか対応できるのかなって思います。それよりもむしろ、今、石狩市としては、今回子どもの権利条例を作ろうかという中で全く我々も意識しないでもしかすると、子どもの権利を侵害するようなことが起こっているのかもしれない。そういう不都合を正すための機関であるべきだと思います。子どもたちの日々の悩みが個人的な悩みというのは、今でも解決できますし、相当大きな問題、裁判沙汰にでもならない限りは、大きなことにはならないかと思います。そこで相談して終わりましたと、些細な行き違いだとか、そういうものを解決するというのは、今までの市の機関でもできていることだろうと思うので、我々が関わるようなものも、もちろん大きな問題になるものもありますけれども、その中で個人の情報を表に出しなさいということではなく、その中から一般的な形として、この構造がダメなのではないかというのを見つけたときに、そこを直していくそれが救済委員会の本来の勤めではないのかなという気がします。個々の事例にいちいち3人集めて相談しましょうということではできないことだと思います。だから、そこではないところに目を付けたほうがいいのかという気がします。

(小山委員長)

この件でまたご意見がある方はいらっしゃいますか。

多分、要対協は、守秘義務が課せられない会議になるので。ただ虐待というのを限定した中での情

報共有となります。そういった関係もあるのでここはもう一度庁内調整会議で位置づけをはっきりさせるということでもいいでしょうか。

相談・救済機関についてのご意見ですけどほかにありますか。

(朝倉委員)

今の話ともつながる部分があったり、最初に質問させていただいた部分にも少しつながるんですけど、今のこの原案を見ると、解決までの道筋があまりよく見えないっていうのがあるのが気になるんですよね。解決のための責任は誰が負うのかだったり、市役所でも誰が最終的に解決に向けて、具体的に動くのかみたいなどころまで、きちんとイメージできている必要があるのかなと思います。

私も結構いじめや何かのことをテレビでよく見るんですけど、大体うまくいかないケースは、その大きな問題になってから、記者会見をするような場面で情報が全く把握できていなかったり、集約できていなかったりとか、その情報をどう伝えたらいいのかという対策ができてないということで、余計問題が大きくなるというケースをよく見ているので、そのあたりも含めて解決までの道筋を、誰が何をするのかというところまでイメージをした上で、この救済委員会というのがどの立ち位置にあるべきなのかっていうのを考えた方がいいのかなと思いました。以上です。

(小山委員長)

解決の道筋と責任について、所在を明らかにしてほしいという話でした。

時間が押してきていますので、次の議題に移りたいんですけども、よろしいでしょうか。

議事2の前文について入ってきたいと思います。条例の前文について、まず事務局より説明をお願いします。

(2)前文について

(事務局：中川主査)

子どもの権利に関する条例の前文について説明いたします。配布しております資料2「(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例の前文について」をご覧ください。

他市の子どもの権利条例の構成は、一番初めに条例制定の主旨や理念などを記載した前文というものがあります。前文の形式は各市様々ですが、例として3つお示ししております。

1番目がメッセージ的な文章形式として川崎市の子どもの権利に関する条例を掲載しました。

子どもはどのようなことを願っているのか、どのような存在であるのか、そして、市ですとか、私たちは子どもたちのためにどうしていくかというような宣言も含めたメッセージになっています。

2ページです。2番目が、子どもと大人のそれぞれからの宣言形式ということで載せています。これは石狩市と同じく条例制定を検討している東京都北区の子ども・子育て会議の資料の中から掲載しています。

子どもたちからは自分たちの権利を守るために、大人たちにどうして欲しいのか、大人からは子どもへのメッセージということで、子どもたちの権利を保障するために、子どもたちに対して約束することというような内容で宣言形式で掲載しています。

3番目が、子どもたちからのメッセージ形式になっています。こちらは、土別市の条例の文章になっています。子どもたちがどのような思いでいるのか、大人たちにわかって欲しい願いというものをついで囲んで箇条書きにして掲載しています。

石狩市の条例の前文はどのような形が良いか、皆様からご意見をいただければと思います。説明は以上です。

(小山委員長)

事務局のほうから3つのパターンを提示してもらいました。1番目はありがちな固い前文かなと思います。2番目が、子どもと大人それぞれの宣言形式です。3つ目が、子どもたちからのメッセージ形式という3つの案を提示していただきました。

どの案をとるかということで、皆さんのご意見を聞かせていただければなと思います。よろしくお願います。今までも表現についてどうしたほうがいいのかという意見も出ていたかなと思うのですが、これも踏まえて石狩市では1、2、3どのような前文にしたほうがいいのかというようご意見を聞かせていただければなと思います。どうでしょうか。

(新田委員)

質問なのですが、この2番と3番の子どもと大人のそれぞれの宣言形式と、子どもたちからのメッセージ形式というの、子どもたちからのメッセージは子どもから本当に実際に吸い上げてというか、あの言葉にしているのか、それとも子どもに関わる方から、その子どもの言葉にならない声も含めてくみ取ったものを大人が書いて条文化しているのか、どちらなんですかね。

(事務局・田村次長)

子どもさんからの意見は、去年の8月から4回、実際にやったワークショップで出された意見と、これから小学生と中学生、高校生の子どもさんに直接アンケート調査を実施することになっていて、その中で子どもの権利に関する条例を作ることだったり、大切な子どもの権利って何だろうというような設問を設けてお聞きすることになっています。そこから拾いあげようと思って考えておりましたが、今、新田委員がおっしゃったように、言葉にならないお子さんもいらっしゃると思いますので、そのあたりの声の拾い方はもう少し検討したいと思います。以上です。

(新田委員)

そうですね。その言葉にするのがなかなか難しい方も含めて、その言葉にしていくっていうのがあると、すごくいいなと思う反面、やっぱりすごく難しいことでもあると思うので、その辺りどう考えていくのかなっていうふう思ったので、ありがとうございます。

(小山委員長)

他にご意見どうでしょう。

(伊藤委員)

私はメッセージ的な文章形式という形のほうがいいのかと思ひまして、自分でもちょっと調べましたところ、北広島の前文を整理したものが出てきまして、とても読みやすい字の分量で、これは全て子どものことなので、あまり難しいこと、確かに内容はきちっと世界に向けてのことも書かれているメッセージも必要かもしれませんが、本当に読みやすく、大人、石狩市はこういうことを考えて、この子どもの権利条例を制定したのだということがすぐわかるような文章の前文がいいのかなと思ひまして、子どもの意見は今の子どもたちはどう考えているかというアンケートは、それはそれで今現在の子どものたちの素直な意見ということで出してあるのも必要だと思うんですけど、変な集約をして、結局大人が整理すると思うので、それをわざわざ載せる必要はないのかなと思ひおひまして、なので、1番目のようなメッセージ的なもので書かれたらいいかなと思ひおひします。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。ほか、ご意見どうでしょう。

(細谷委員)

私もこのメッセージ的なもののほうがすっきりするかなと思う。できれば石狩市がどう考えているのか、住んでいる大人がどう考えているのか、そこに視点をあてて、このような子どもになってほしいとこういう条例を定めます。こんなふうに育ててほしいとこんな条例を作りましたというそういうメッセージのほうが、自分たちの姿勢がはっきりしているのかなって。子どもたちの意見も確かに大事ですけど、それは試行する中で拾っていくことで、前文に入れてしまって、時代が変わったらまた違うもの、変化していくものを一時的に捉えるのはあまりよろしくないのかなと。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。大人、石狩市からのメッセージということでの前文がいいのではないかとご意見でした。

(重山委員)

私は、元々中学校の教師で国語でした。それで今ご意見がありました。前文ですので、これが何なのか、どういうことを目指しているのかということ、きちんと構成されてしっかりした言葉で書かれていることが大切かなと思います。

安易に子ども向けの平易な言葉に直そうとすると、やはりその辺の構成や言葉が入り混じって、かえって分かりづらくなります。大人が書いた子どもの言葉よりも実は子どもはしっかりした言葉のほうが多少難しくてもきちんと理解していくことができると思います。子ども向けに必要な部分は、それはまた別に作り直せばよいのであって、この一番大切な最初、プロローグの条文が、最初と最後にあるものについては、やっぱりしっかりした構築された言葉で記載されるのがいいかなと、個人的には思っています。

(小山委員長)

前文については、しっかりした文章で書くというご意見でした。

前文については、1番目ですね。市として大人の視点から何が必要かというところをしっかりと書く文章で、前文をまとめるというご意見にしたいなと思いますけど、いいでしょうか。

(星野委員)

先ほどアンケートをとるというお話があったと思うのですが、ここに子どもの声を吸い上げない、大人としてこんなふうに育ててほしい、石狩市ではこう思ってますっていう思いを前文に載せた場合は、アンケートは取らない方向でいくんですか。

(事務局:田村次長)

アンケートはやります。その中で大事な大切な権利などは伺いますが、その中から、もし子どもたちのメッセージを前文に入れるのであれば、そこから拾おうと思っていましたけれども、特に変わることは無いです。アンケートは予定どおり実施します。

(星野委員)

大人の思いというのをしっかりとした言葉で載せて伝えていくというのもとっても大事だなと思

うのですが、子どもの声がどこにも活かないのは、載せ方とか大人が変えてしまうのはまた意味が違うなどと思いますが、せっかく取ったアンケート、どういうふうに活かしていったら、いけるのかなともちょっと思いました。以上です。

(穴田委員)

先ほどもきちんと大人から、子どもが育つ中で、こういう大人になってほしいという願いを入れたらいいという意見もそうだなと思ったんですけども、やっぱり子どもの権利条例の制定に向けて子どもだけにさせるのもダメだし、大人だけが子どものことを思っているのもダメなので、大人もこうなってほしいというところ書くのであれば、やはり子どもの意見の今までワークショップとかをした中でくみ取ったところも、お互い入れて、これが出来たあかつきには大人も協力しつつ、子どもの協力も受けながらお互いが対等にできたらいいのかなと思ったので、ほんとに小さい子どもが読んでもわかるような内容もいいのかなというふうに私は思いました。

(小山委員長)

子どもにもわかりやすい内容でということを加えるべきということですね。
この点について他の方は何かご意見ありますか。

(新田委員)

重なるところもあるんですけども、子どもたちの声が前文じゃなくてもいいのかもしれないんですけども、どこかに反映されるっていうところがあるといいのかなと思うので、条例を作ること自体が実際やっぱりその大人が責任をもって作るべきというところには賛成なんですけれども、どこかに子どもたちの声とか願いみたいなことを加えていただいて、そこには出来る限りでその言葉になかなかならないお子さんも含めて、こんなふうにいるということを、子どもと近い人からの声も含めて載せられると、よりそこに説得力が生まれるのかなと思います。

(小山委員長)

ありがとうございます。以上で前文については、先ほどのようなご意見があったので、市としても責任を明確にしっかりした文章で書くということと、合わせて子どもの意見ということで、各論のほうに入ってくれば表現がたくさん出るかなと思いますし、あるいは子ども啓発用の冊子などあれば、またそういうものでもいいのかなと思います。ということでよろしいでしょうか。

そしたら議事の3つめ提言書の案について事務局より説明をお願いします。

(3)提言書(案)について

(事務局:田村次長)

はい。それでは、私のほうから提言書(案)についてご説明申し上げます。資料3の提言書(案)をご覧ください。1枚目は頭紙ですので、こちらは後ほどご覧いただいて、提言書(案)のこちらの別紙についているほうで説明いたします。

こちらはこれまでご議論いただきました7つの論点について1番目から7番目まで記載をしております。1番目は子どもの定義ということで、年齢要件や居住要件等の検討もありましたが、最終的にはこども基法に合わせて「心身の発達の過程にあるもの」と記載するようしております。

2番目は大切な子どもの権利についてです。グループワークでご議論いただいた内容でしたり、委員会でのご発言から1番目は安全に安心して生きる権利、2番目として自分らしく成長できる権

利、3番目として意見を表明し、参加する権利、4番目で自分を守り、守られる権利の4つの権利にまとめました。

3番目の役割と責務ですが、すみません。1箇所訂正をお願いします。(3)の「子どもに関する施設の役割」となっているのですが、こちら「子どもに関係する施設の役割」が正しいものになります。申し訳ありません。修正をお願いいたします。

それでは、説明を続けます。委員会の中で議論されていまして保護者の役割についてですが、明記する必要はあるものの責任を負わせるような表現は避けたほうが良いというご意見が出ておりました。そこでその文言を入れた上で、対象としましては、大人、保護者、子どもに関係する施設、市の4つとしまして、大人の中に市民と事業者を記載しました。

また、役割と責務の表現につきましては、どちらも努力義務であります。責務はより強い印象を受けるということから使い分けることにしまして、市については責務、ほかの3つについては役割としています。

4番目が子どもの権利の日についてです。委員会の議論の中で、権利の日よりも権利月間のほうがよいという意見が多く出されておりましたので、世界こどもの日があります11月を月間とするということと、月間での取り組みについて記載をすることにしました。

5番目が子どもの参加・意見表明についてです。議論の中で先進事例として紹介しておりました武蔵野市の表現が良いというご意見が多かったので、武蔵野市の条文から一部文言を石狩市版に修正しておりますが、ほとんど変えない形で記載しております。

6番目の子どもの権利保障については、先ほど議論の1番目で皆さんからご意見を頂戴しておりましたので、この内容をまとめて記載をしていきたいと思っております。

7番目の子どもに関する施策の推進についてですけれども、現行の子どもに関わる総合的な計画であります。子どもビジョンに包含して推進計画を策定すること、計画の策定にあたっては、この委員会での議論を最大限反映することを記載しております。

そして、8番目としまして、本日ご議論いただきました前文の形式と記載の仕方についても掲載していきたいと思っております。

そして、最後としまして、条文の作成にあたっては、誰が見ても分かりやすいものとするということ、2回目の検討委員会の中でご意見が出されておりましたので、記載をしましたが、今日の議論でいきますと、大人の言葉でというか、しっかりした言葉で表記することを条例の中ではそのようにして、分かりやすい形の別なものを作ったほうが良いのではないかとご意見もありませんでしたので、このあたり委員の皆様からご意見を頂戴できればと思います。

提言書(案)は以上ですが、この条例につきましては令和7年4月に施行してまいります。その後、何年か経った後に一度見直しをするような、見直し条項を入れたほうが良いかどうかについて、委員の皆様からご意見を頂戴できたらと思っております。入れたほうが良いということになりましたら、この「最後に」のところに加えていきたいと考えております。以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。今説明していただきましたが、6番と8番については、先程、議論した内容でここに書き込まれるということになります。ここに載っていないですが、補足として見直し条項を入れたほうが良いかどうか意見を伺えればなと思います。いかがでしょうか。

(細谷委員)

最後に出てきた見直し条項については、やはり入れるべきだろうと思っております。一度で完成品というのはなかなか難しいと思っております。やりながら不備が出てきたときにそこを修正していったという

視点を持った状態で、5年くらいですか。それくらいでもう一度見直してみても不備はないかという点検をしたほうがより良いものが出来上がっていくのではないかと。あと全体については特に問題はないのかなと思います。今日のお話をまとめるのが大変って気はしますけど。

(小山委員長)

見直し条項については、設けるべきだということによろしいですか。期間については、また事務局のほうでほかの条例と考えながら決めてもらえればなと思います。あと中身ですけど、これまでの議論を事務局の方でまとめていただいたものです。これについてご意見あればお願いします。

(朝倉委員)

これを見ていて、心配というか、ここまで言い切ってしまうと大丈夫かなと思ったところがいくつかあって、例えば「あらゆる権利の侵害から守られます」と、ここで完全に言い切ってしまうといいのかなだったり、もちろん私たち理想として、そういう世界を望んではいるのですが、実際にやはり権利の侵害が起こることを想定して、権利の侵害をされたときにどうするかということも考えている状況なので、こういうところで守られますと言い切るというのはどうなのかなと思っているところがあります。

あと、もう一つが、「子どもは意見を表明したことによる不利益を受けません」という3ページ目の子どもの意見表明についてですね。結構これが特に今ITの時代なので、SNSで子どもたちがいろいろな発信するということで、気をつけてもやはり不利益を受けてしまう場面もあつたりします。そういうことも、たぶん想定しておいたほうがいいのかなと思っていて、言い切るというか、そういうことを受けたときに、適切に救済されますというようなほうがよかつたりするのか、ただ私もこういうもの、若干後ろ向きというか、少し逃げるような感じの言葉をむしろ入れないで言い切ってしまったほうがいいのか悩むところはありますが、そのように思ったという感想に近いのですが、以上です。

(小山委員長)

ありがとうございます。どうですか、皆さんのご意見。

(長谷川委員)

これは条例なので、言い切ったほうがいいんじゃないのかなと思います。そのために、私たち委員会なりいろんな大人が何をするかというのを考えていくという形であって、できるかどうかわからないよというものを条例にするというのはおかしいかなと。そうすることに対して努力しますという部分なので、はっきり言い切ったほうがいいのではないかと思います。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。守られますと、目標とか理念としてしっかり書いておくべきなのか、あるいはそれに伴う例えば救済という次のことを考えてここまで断定しなくてもというご意見だったかなと思うんですけども。条例の性格からしたら、目標なんですよ。

(事務局:田村次長)

今回の提言は、このまま条文になるわけではなく、委員会から市長に対してこういう気持ちの条例を作ってくださいねということをお願いさせていただくものなので、皆さんの議論の中からここは言い切ってもいいのかなと思っております。以上です。

(小山委員長)

提言なので強くいてもいいと。どうですかね、あとご意見ありますか。

(今西委員)

私も提言という性質上、市長にはっきりと明確に意思を伝えるべきだと思うので、はっきり言い切っていいと思います。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。どうでしょうか。

(朝倉委員)

私もそう思います。心配というか、やはりそれを言いきるということは、これを提言する私たちにその責任があるのだということ強く思わなければいけないと思っているので、あえてそういうことを今は話させていただいたという形です。以上です。

(坪田委員)

さっきですね、朝倉さんがおっしゃったように、なんかちょっと時代的にね、子どもたちが集まったところで自由に意見言っているんだよってというイメージでいたんですけど、この3ページの「子どもは自由に自分の意見を表明することができます」、「子どもは意見を表明したことによる不利益を受けません」といったときに、今の子どもたちはそれならSNSで語ってしまおうかなみたいにですね。それから誰かを傷つけたり、そういう今本当に問題となっているいろいろな部分を少し触れなくていいのかなと、そのまま子どもが素直に受けしまうと心配。そうではなく、自由に自分の意見を言っているけれど、やはりどこでどのように言ってはいけないこともあるわけなので。子どもにだから、少しもっとわかりやすいような意見の表明の仕方とか、他人を傷つけないみたいな簡単な言葉でも入れたいほうがいいのかなと思いました。

(小山委員長)

はい、ありがとうございます。今のご意見についてどうでしょうか。

(細谷委員)

人権擁護委員としてこれは子どもたちに向かって話すときに、誰もが等しく持っている権利だよということで、人権の話をして。それは他人によって侵害されてはいけないものだという捉え方をさせる説明をします。だから、みんなで仲良く楽しくという話の持っていく方をします。その中で子どもたちは他人を傷つけてはいけないということは感じてくれていると思います。ここにある自由に意見を発表することができるのは、それは何でもかんでもよしではないと思います。それを断ることもどうなのかなと。子どもは発達段階でいろんなことを考えますから、いろんな意見を持ってしかるべきだし、それを発表することが悪いことではないと。それをもって他人を攻撃するようなことになってしまうことはいけないことですが、それもこの条文ではなくて、もっと生活体験の中で学習すべき事だし、それを取り扱っていくのが義務教育という期間だと思うのです。だから、不利益を受けません、という部分で言うと、もし発言した子が攻撃をする子が出てきたとしたら、その子が間違っているのであって、発言した子が悪いわけではないですから、救済対象ということになってくるんだと思います。だから、そういう意味では、子どもたちがもっと自由に発言できるというそういう形

でいいのではないかと思います。そこを運用上、それは少しまずいのではないかとというのは、その周囲にいる大人が教えていくべきものだと思います。発達する中で、それは良くないことだということを学習することも発達だと思いますので。そこまでこちら側から何でもかんでも手をかけて縛ってしまわないほうが。かえってそれだとどれが正しいんだろうと考えなければいけなくなってしまうて、未発達な子どもにとっては、かなり大きな負担になってしまうのではないかと思います。

(重山委員)

学校の責任だと思しますのでお話しします。ただ、子どももやはり学んでいくうちに大人の言葉をきちんと分かるようになります。ここに書いているのは意見だから、簡単な自分だけの思いじゃないと。意見は客観的ないろいろな人の考えも含めたきちんとしたものであるべきだから、ネット上に思ったことを思ったまま書くものではなくて、どこに出しても恥ずかしくない、また、自分の考え方のベクトルを付けて出すものだと思います。ただ、いっぺんには、そこまでいかないんです。よく子どもたちに言うのは、好き嫌いだけで物事判断してはダメ。良し悪しというもう一つの視点があるのだから。好き嫌いは自分の感情からポンとでたものであって、私にも好きなものも嫌いなものもあるんですけど、嫌いでもいいものもあるんです。そういう複数の見方が合わさったものが意見だから、そのような意見を言うことが大事だということを、この文章と同時に、きちんと分かるように育てていくのが、やはり学校の役割なのかなと思います。頑張りますとしか言えないのですが。

(小山委員長)

権利としてはこういう権利がありますということは明記しておくことはいいんですけど、それで乱用することと違って含めて、教育でここは教えていくことかなと思います。

(伊藤委員)

ちょっと細かすぎる意見になるかもしれないのですが、今の子どもは自由に自分の意見をというところで、私は「自由」という言葉がとても使い方によっては適当に使えますし、逆に、難しい表現だなと思うんです。児童館で1回自由に書いていいよって言う場所をつけた、ほんと自由に書き出したんですよ。これ人が読んだら不快になる言葉だなんて思ったことも書いたけど、私はそれも自由に書いてっていう表現をしたので、この書き方は良くなかったなと思ったので、消さないで、これは自由だけど、人にとってはやっぱり取り方はこうだよって意見を矢印で書いて、そのあと誰かがすみませんと書いてあったことがあって。だから大人が子どもに対して自由にやっていいよって言い方は気をつけなきゃいけないなって思ったときに、ここの自由を取っても子どもたちは通じるのかなと思ったんです。子どもは自分の意見を表明することができますっていうふうに言い切ったほうが子どもにも大人にも同じ表現でつながるかなと思ったので、ちょっと細かいですけど、自由を消してもいいのかなと思いました。

(小山委員長)

はい。ありがとうございます。「自由」ですね。得てして好き勝手と捉えられる危うさのある言葉ですが。この「自由」については、デリケートな表現になるので、ただ権利はあるよということは明記する。

ご意見がないようでしたら以上で議事のほうは、これで終了になります。全て終わりました。本日議論した前文と権利保障の部分、ほか皆さんから出されたご意見を反映して、今回の提言書を作りたいと思います。提言書はご意見をいただいたものを踏まえて、一度修正して皆さんのほうに確認をしていただく作業を一度したいと思うのですが、そのあとの確認については時間的な制約もある

ので意図からはずれないように、私のほうでそれをまとめて一任していただければと思います。どうでしょうか。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。意見ありがとうございました。それでは、事務局のほうから何かありましたらよろしく申し上げます。

【3,その他】

(事務局:田村次長)

ご議論いただきまして、ありがとうございました。提言書につきましては、本日の議論の内容を反映して修正をしております。今、委員長にご説明いただいたように、一度皆様にお送りをして、ご確認をいただいて、その時にご意見をまたいただいて、そのあとの修正については委員長と事務局の方で調整をさせていただいて、それで確定をしていきたいと思います。その確定したのもまた委員の皆様にお戻しをいたします。提言書につきましては、3月21日に委員長から市長のほうに手交していただくことになっております。

令和5年度の検討委員会は今回で終了となります。大変お忙しい中4回ご出席をいただきました。本当に皆様ありがとうございました。令和6年度も皆様の任期は続きます。第1回目の検討委員会を5月22日水曜日の1時半で予定したいと思っております。近くなりましたら、また改めて連絡いたしますが、ご予定を組んでいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【4,閉会】

(小山委員長)

ありがとうございました。それでは最後に確認したいことがあれば。特にないですか。

では、以上をもちまして、令和5年度の第4回石狩市子どもの権利に関する条例検討委員会を閉会したいと思います。今年度はこれをもって、集まるのは最後になりますけど、来年度もどうぞよろしく申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

令和6年3月2日 議事録確定

委員長 小山 和利